

令和6年6月24日

大阪市こども青少年局

大阪市こども青少年局 臨時的任用職員募集要項
児童手当制度拡充関係業務

1 募集内容

(1) 採用予定者数

4名

(2) 職務内容

児童手当制度については、令和6年6月12日付で、子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律が公布されたため、①所得制限の撤廃、②高校生年代までの支給期間の延長、③多子加算について第3子以降3万円とする制度拡充（令和6年10月改正）を実施することから、申請手続きが必要な世帯への申請勧奨を行うため、以下の業務等へ従事していただきます。

- a 制度拡充に関する問い合わせの電話対応
- b 申請書の開封、整理
- c パソコン（システム）入力
- d 郵送、通送にかかる配架・集配・持込み等文書関係業務
- e その他、上記以外で状況に応じて必要と認められる業務

(3) 任用期間

令和6年9月1日から令和7年2月28日

（令和7年3月1日から令和7年3月31日まで更新の可能性あり）

(4) 任用形態

臨時的任用職員

(5) 勤務場所

大阪市こども青少年局子育て支援部管理課

大阪市北区中之島1丁目3番20号 2階執務室内

2 応募資格

次のすべてに該当する者

- (1) 令和6年4月1日現在、満18歳以上の者
- (2) 地方公務員法第16条各号に該当しない者
- (3) Word、Excelなどパソコンの基本操作ができること

地方公務員法（抜粋）

（欠格条項）

第 16 条 次の各号のいずれかに該当する者は、条例で定める場合を除くほか、職員となり、又は競争試験若しくは選考を受けることができない。

- 1 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- 2 当該地方公共団体において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から 2 年を経過しない者
- 3 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあつて、第 60 条から第 63 条までに規定する罪を犯し刑に処せられた者
- 4 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

※年齢、学歴は問いません。また、この職は日本国籍を有しない方も受験できます。

3 試験日時・場所

（1）試験日時

令和 6 年 7 月 31 日（水）午前 9 時 15 分集合予定（試験開始は午前 9 時 30 分予定）

（2）場所

大阪市役所（所在地：大阪市北区中之島 1-3-20）

※詳細は、後日送付する受験票にて確認してください。

4 選考方法等

（1）筆記試験

本市課題による作文

（2）口述試験

主として人物について面接を行います。

（3）合格者の決定方法

- ・筆記試験及び口述試験の合計点により決定され、合計得点が一定点数以上のものを合格者とします。ただし、筆記試験及び口述試験のいずれかが一定の基準に達していない場合は不合格とします。
- ・試験の結果については、令和 6 年 8 月 5 日（月）頃に、全受験者に通知します。
なお、電話でのお問い合わせにはお答えできません。

（4）合格から採用まで

- ・合格者は、試験の合計得点の高い順に「候補者名簿」に登録され、その登録順に基づき任用します。登録されても採用時期が令和 6 年 9 月 2 日以降になる場合や採用されない場合があります。
- ・採用決定にあたり、当該名簿に登録された採用候補者に事前に連絡を行いますが、本人の都合により辞退された場合は、「候補者名簿」順位の最後尾に再登録となります。
- ・合格後、或いは「候補者名簿」に登録後、受験資格がないことや申し込みの内容に虚偽が認められた場合には、合格・登録を取り消すことがあります。

5 申込方法

(1) 受付期間

決裁完了日から令和6年7月23日（火）まで 《当日必着》

(2) 提出書類

① 大阪市臨時的任用職員採用申込書

※過去3か月以内に撮影した上半身、正面、脱帽の写真を必ず貼付してください。

② 申し立て書

③ 返信用封筒（受験票送付用）

※宛先を記載のうえ、84円切手を貼付してください。

※定形封筒（長形3号）を使用してください。

(3) 提出方法及び提出先

① 提出方法

提出書類一式を封筒（定型外封筒角形2号）に入れ、簡易書留により提出してください。料金不足の場合は受け付けません。なお、持参による受付は行いません。

② 提出先

〒530-8201 大阪市北区中之島1丁目3番20号

大阪市こども青少年局 子育て支援部 管理課 児童手当担当

※封筒の表に「こども青少年局 臨時的任用職員採用申込書 在中」と朱書きで記載してください。

(4) 受験票の送付

受験票は、受験資格等を審査のうえ、令和6年7月26日（金）までに到着するよう発送する予定です。令和6年7月29日（月）までに受験票が届かない場合には、翌日午後5時までに、こども青少年局子育て支援部管理課児童手当担当（06-6208-8112）まで、必ずご連絡ください。

6 勤務条件

(1) 勤務日

月曜日から金曜日

(2) 勤務時間

午前9時00分から午後5時30分（休憩45分）

(3) 勤務地

大阪市こども青少年局子育て支援部管理課

大阪市北区中之島1丁目3番20号

(4) 休日

土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日、年末年始

(5) 時間外勤務

必要に応じて従事していただきます。

(6) 休暇等

年次有給休暇	令和6年9月1日から令和7年2月28日：10日（予定）
特別休暇	・忌引休暇 ・結婚休暇 ・災害等による通勤時の出勤困難な場合 ・生理休暇 ・妊娠障害休暇 ・産前産後休暇 ・配偶者分べん休暇 ・育児参加休暇 ・育児時間休暇 ・子の看護休暇 ・短期介護休暇 ・ドナー休暇 等

(7) 給料等

- ・令和6年4月1日時点の初任給（地域手当（給料月額の16%）を含む。）は、188,732円ですが、採用時には変更されることがあります。なお、職歴などがある方については、その経歴に応じて加算されることがあります。
- ・また、手当には、通勤手当、超過勤務手当、期末・勤勉手当、住居手当、扶養手当などがあります。

(8) その他

- ・健康保険（大阪市職員共済組合）
- ・厚生年金（日本年金機構）
- ・地方公務員法に規定する服務及び懲戒に関する規程の対象となります。

7 その他

- (1) この試験において提出された書類等は、受付後返却しません。
- (2) 合否結果については、受験者本人以外にはお知らせできません。
- (3) 受験に際して大阪市が収集した個人情報は、職員採用試験の円滑な遂行のために用い、大阪市個人情報保護に関する法律の施行等に関する条例に基づき適正に管理します。

応募にあたって

大阪市においては、市民から信頼される市政の実現を図るため、服務規律の確保に関して、様々な取組み及び遵守すべき事項を定めており、また、適宜、管理監督者からの指導が行われます。

次に記載している条例等の内容は、その一部を抜粋したものですが、心得た上で、受験申込を行ってください。

【大阪市職員基本条例】（抜粋）

（倫理原則）

第4条 職員は、自らの行動が市政に対する市民の信用に大きな影響を与えることを深く認識して、常に厳しく自らを律して服務規律を遵守するとともに、倫理意識の高揚に努めなければならない。

（職員倫理規則）

第8条 市長は、倫理原則を踏まえ、職員の倫理意識の高揚を図るために必要な事項に関し、市規則（以下「職員倫理規則」という。）を定めるものとする。

2 職員倫理規則には、服務規律の確保及び市民の疑惑や不信を招くような行為の防止のために職員の遵守すべき事項を定めなければならない。

【その他遵守すべき事項の例】

- ・勤務時間中は、常に清潔な身だしなみを心がけ、市民に不快感を覚えさせないようにすること
- ・勤務時間中は喫煙をおこなわないこと
- ・勤務時間中は、身体に入れ墨がある職員にあっては、それを市民に見せないこと
- ・入れ墨の施術を受けないこと

この試験についての問い合わせは

大阪市こども青少年局子育て支援部管理課

児童手当担当

電話 06-6208-8112

大阪市北区中之島1-3-20